

所得控除と税額控除の一覧表

※令和8年度を課税対象年度としている場合に限る。

○ 所得控除

控除の種類	控除の内容		
雑損控除	次のいずれか多い方の金額 ①(損失額-補填額) - (総所得金額等×1/10) ②災害関連支出の金額 - 5万円		
医療費控除	支払額-補填額 - (総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない方の金額) (限度額 200万円) ※セルフメディケーション税制(医療費特例控除)の場合 支払額-補填額 - 12,000円 (限度額 88,000円)		
社会保険料控除	支払額の全額		
小規模企業共済等掛金控除	支払額の全額		
生命保険料控除	支払金額〈A〉		
	新契約	12,000円以下	〈A〉の全額
		12,001円~32,000円	〈A〉×0.5+6,000円
		32,001円~56,000円	〈A〉×0.25+14,000円
		56,001円以上	28,000円
	旧契約	15,000円以下	〈A〉の全額
		15,001円~40,000円	〈A〉×0.5+7,500円
		40,001円~70,000円	〈A〉×0.25+17,500円
		70,001円以上	35,000円
	<ul style="list-style-type: none"> 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれの算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれの算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円) 		
地震保険料控除	支払金額〈A〉		
	①地震保険料	50,000円以下	〈A〉×0.5
		50,001円以上	25,000円
	②旧長期損害保険料	5,000円以下	〈A〉の全額
		5,001円~15,000円	〈A〉×0.5+2,500円
		15,001円以上	10,000円
地震保険料と旧長期損害保険料を両方支払ったとき	①で求めた金額+②で求めた金額(限度額25,000円)		
※一契約で地震と旧長期の両方に該当する場合は、どちらか一方のみの控除額			
障害者控除	本人や同一生計配偶者、扶養親族が普通障害者の場合	26万円	
	本人や同一生計配偶者、扶養親族が特別障害者の場合	30万円	
	同一生計配偶者や扶養親族が同居特別障害者の場合	53万円	
寡婦控除 ひとり親控除	共通要件	<ul style="list-style-type: none"> ○合計所得金額が500万円以下であること。 ○本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと*。 ※本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人とは、次に掲げる人のことを言う。 <ul style="list-style-type: none"> ①本人が住民票に世帯主と記載されている場合、同一世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄として、世帯主の未届の夫又は未届の妻等、これらと同一の内容である旨の記載をされた人。 ②本人以外が住民票に世帯主と記載されている場合、住民票に世帯主との続柄として、世帯主の未届の夫又は未届の妻等、これらと同一の内容である旨の記載をされている人。 	
	寡婦	共通要件に加えて、次のいずれかに該当すること。 ①夫と死別した方、又は夫の生死が不明な方 ②夫と離婚した方で扶養親族を有する方	26万円
	ひとり親	共通要件に加えて、現に婚姻されていない方、又は配偶者の生死が不明などの方で、生計を一にする子(総所得金額58万円以下に限る)を有すること。	30万円

所得控除と税額控除の一覧表

※令和8年度を課税対象年度としている場合に限る。

控除の種類	控除の内容					
勤労学生控除	本人が学生・生徒で合計所得金額85万円以下であり、かつ、給与所得等以外の所得金額が10万円以下の場合			26万円		
配偶者控除 配偶者特別控除	本人及び配偶者の合計所得金額をもとに下表より求めた額					
	配偶者の合計所得金額		本人の合計所得金額 (給与所得のみの場合の給与等の収入金額)			
			900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	
	配偶者控除	一般控除対象配偶者 (S31.1.2以降生まれ)	58万円 以下	33万円	22万円	11万円
		老人控除対象配偶者 (S31.1.1以前生まれ)		38万円	26万円	13万円
	配偶者特別控除	58万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円
		100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
		105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
		110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
		115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円		
125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円		
130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円		
扶養控除	扶養親族の合計所得金額が58万円以下の場合					
	①一般 (H22.1.1以前生まれで②~④以外の扶養親族) の場合			33万円		
	②特定扶養親族 (H15.1.2~H19.1.1生まれ) の場合			45万円		
	③老人扶養親族 (S31.1.1以前生まれ) の場合			38万円		
④同居老親等扶養親族の場合			45万円			
特定親族特別控除	生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で(配偶者及び事業専従者となっている場合等を除く。)合計所得金額が下表に当てはまる場合					
	特定親族の合計所得金額		控除額			
	58万円超 95万円以下		45万円			
	95万円超 100万円以下		41万円			
	100万円超 105万円以下		31万円			
	105万円超 110万円以下		21万円			
	110万円超 115万円以下		11万円			
	115万円超 120万円以下		6万円			
120万円超 123万円以下		3万円				
基礎控除	全ての方に適用される控除					
	本人の合計所得金額		控除額			
	2,400万円以下		43万円			
	2,400万円超 2,450万円以下		29万円			
	2,450万円超 2,500万円以下		15万円			
2,500万円超		適用なし				

所得控除と税額控除の一覧表

※令和8年度を課税対象年度としている場合に限る。

○ 税額控除

控除の種類	控除の内容																																																				
調整控除 (所得税との人的 控除額の差)	<p>納税者本人の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合に適用される。</p> <p>○合計課税所得金額*が 200 万円以下の場合、次の①又は②のいずれか少ない金額の 5% (市民税 3%、道民税 2%) に相当する金額</p> <p>①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額</p> <p>②合計課税所得金額</p> <p>○合計課税所得金額*が 200 万円を超える場合、次の①の金額から②の金額を控除した金額 (5 万円を下回る場合は 5 万円) の 5% (市民税 3%、道民税 2%) に相当する金額</p> <p>①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額</p> <p>②合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額</p>																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #f2cbba;">控除の種類</th> <th style="background-color: #f2cbba;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">障害者控除</td> <td style="text-align: center;">普通障害</td> <td style="text-align: center;">1 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特別障害</td> <td style="text-align: center;">10 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同居特別障害</td> <td style="text-align: center;">22 万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">寡婦控除</td> <td style="text-align: center;">1 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">ひとり親控除</td> <td style="text-align: center;">父</td> <td style="text-align: center;">1 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">母</td> <td style="text-align: center;">5 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">扶養控除</td> <td style="text-align: center;">一般扶養</td> <td style="text-align: center;">5 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特定扶養</td> <td style="text-align: center;">18 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">老人扶養</td> <td style="text-align: center;">10 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同居老親等扶養</td> <td style="text-align: center;">13 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">配偶者控除</td> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">本人の合計所得金額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">一般配偶者</td> <td style="text-align: center;">900 万円以下</td> <td style="text-align: center;">5 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">900 万円超 950 万円以下</td> <td style="text-align: center;">4 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">950 万円超 1,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">2 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">老人配偶者</td> <td style="text-align: center;">900 万円以下</td> <td style="text-align: center;">10 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">900 万円超 950 万円以下</td> <td style="text-align: center;">6 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">950 万円超 1,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">3 万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">勤労学生控除</td> <td style="text-align: center;">1 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">基礎控除</td> <td style="text-align: center;">本人の合計所得金額</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,500 万円以下</td> <td style="text-align: center;">5 万円</td> </tr> </tbody> </table>	控除の種類		金額	障害者控除	普通障害	1 万円	特別障害	10 万円	同居特別障害	22 万円	寡婦控除		1 万円	ひとり親控除	父	1 万円	母	5 万円	扶養控除	一般扶養	5 万円	特定扶養	18 万円	老人扶養	10 万円	同居老親等扶養	13 万円	配偶者控除	区分	本人の合計所得金額	一般配偶者	900 万円以下	5 万円	900 万円超 950 万円以下	4 万円	950 万円超 1,000 万円以下	2 万円	老人配偶者	900 万円以下	10 万円	900 万円超 950 万円以下	6 万円	950 万円超 1,000 万円以下	3 万円	勤労学生控除		1 万円	基礎控除	本人の合計所得金額	—	2,500 万円以下	5 万円
	控除の種類		金額																																																		
	障害者控除	普通障害	1 万円																																																		
		特別障害	10 万円																																																		
		同居特別障害	22 万円																																																		
	寡婦控除		1 万円																																																		
	ひとり親控除	父	1 万円																																																		
		母	5 万円																																																		
	扶養控除	一般扶養	5 万円																																																		
		特定扶養	18 万円																																																		
		老人扶養	10 万円																																																		
		同居老親等扶養	13 万円																																																		
	配偶者控除	区分	本人の合計所得金額																																																		
		一般配偶者	900 万円以下	5 万円																																																	
900 万円超 950 万円以下			4 万円																																																		
950 万円超 1,000 万円以下			2 万円																																																		
老人配偶者		900 万円以下	10 万円																																																		
		900 万円超 950 万円以下	6 万円																																																		
	950 万円超 1,000 万円以下	3 万円																																																			
勤労学生控除		1 万円																																																			
基礎控除	本人の合計所得金額	—																																																			
	2,500 万円以下	5 万円																																																			
	<p>※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額のこと。</p>																																																				
調整額 (市民税・道民税の 所得割非課税措置)	<p>所得割の非課税基準の金額を若干上回る所得を有する方に対して、税引き後の所得金額が非課税基準の金額を下回ることがないように、調整措置として税額を減ずる。</p> <p>〈調整額の算出方法〉</p> <p>①35 万円× (税法上の扶養人数+ 1) + 10 万円+ 32 万円</p> <p>②総所得金額等 - 算出所得割額</p> <p>上記①から②を差し引いた金額が調整額となる。</p> <p>※税法上の扶養者がいない場合、①は 35 万円となる。</p> <p>※調整額がゼロやマイナスになった場合には該当しない。</p>																																																				

所得控除と税額控除の一覧表

※令和8年度を課税対象年度としている場合に限る。

控除の種類	控除の内容					
配当控除	課税される配当所得に対し控除率を乗じて配当控除額を算出する。 ※ただし、分離課税を選択した場合は適用されない。					
			1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	種類		市民税	道民税	市民税	道民税
	利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資 信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	
配当割額控除 株式等譲渡所得割額	区分		市民税	道民税		
	配当割額又は 株式等譲渡所得割額		3/5	2/5		
住宅借入金等特別 税額控除	<p>前年分の所得税において平成21年から令和12年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等（居住年が平成28年から令和7年度までの場合には、当該課税総所得金額等に所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた額を加算した額）の100分の5に相当する金額を超える場合には、当該金額（97,500円を限度）に市民税5分の3、道民税5分の2の割合を乗じた金額。</p> <p>ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額。</p> <p>①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）</p> <p>②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）</p>					
寄附金税額控除	<p>次の①と②の合計額が税額控除額となる。ただし、②は、都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）の場合のみ適用される。</p> <p>①基本控除額 〔都道府県・市区町村に対する寄附金、住所地の道府県共同募金会・日本赤十字社の支部に対する寄附金、住所地の道府県・市町村が条例で定めるものの合計額（総所得金額等の30%を上限）－2千円〕×10%</p> <p>②特例控除額 （都道府県・市区町村に対する寄附金の合計額－2千円）×（下表の割合）</p>					
	課税総所得金額から人的控除差の合計額を控除した金額		割合			
	0円以上	195万円以下	84.895%			
	195万円超	330万円以下	79.790%			
	330万円超	695万円以下	69.580%			
	695万円超	900万円以下	66.517%			
	900万円超	1,800万円以下	56.307%			
	1,800万円超	4,000万円以下	49.160%			
	4,000万円超		44.055%			
	0円未満（課税山林所得及び課税退職所得を有しない場合）		90%			